

写

平成24年2月23日



秦野市長 古谷 義幸 様

秦野市水道審議会

会長 松下 雅



地下水利用協力金のあり方について（答申）

平成23年11月18日付けFNo. 9・1・0（甲）で、当審議会に諮問のありました「地下水利用協力金のあり方について」、別紙のとおり答申します。当審議会の答申を踏まえ、引き続き、地下水資源の保全と秩序ある利用を図られるよう要望します。

## 答 申 書

### 1 審議経過

当審議会は、市長から諮問のありました「地下水利用協力金のあり方について」、4回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねてきました。

開 催 日	内 容
平成23年 11月18日（金）	・地下水利用協力金制度について ・地下水保全事業について ・地下水を取り巻く環境の変化について ・地下水利用協力金の現状について
12月21日（水）	・地下水利用協力金に関する調査結果について ・地下水利用協力金協力事業者ヒアリングについて
平成24年 1月11日（水）	・地下水利用協力金のあり方について
1月27日（金）	・地下水利用協力金のあり方のまとめについて

### 2 地下水利用協力金制度について

協力金のあり方を審議する前提として、まず、制度創設時の背景や、時代の流れに伴う、地下水を取り巻く環境の変化について考察しました。

#### (1) 制度創設の背景

秦野市では、昭和30年代の後半から、人口増加、都市化による水道事業の拡大、工場の進出などにより深井戸の掘削が増え、地下水のくみ上げが盛んになりました。また、昭和40年代になると農地開発、道路の舗装化、排水溝の整備などが進んだことで雨水の浸透面積が減少し、深井戸の大幅な水位低下が見られるなど、次第に地下水の収支バランスが崩れはじめ、地下水の将来的な枯渇が心配されるようになりました。

そのため、昭和45年から5年間にわたり神奈川県温泉地学研究所に依頼した調査の結果、枯渇を防ぐには、秦野盆地の形状から、地下水の人工かん養が効果的であることが判明し、地下水保全事業が進められることになりました。

地下水利用協力金は、その保全事業費を、水道利用者だけでなく地下水

利用事業者も負担するべきとの考え方から、事業者に協力いただく制度として創設されたものです。

## (2) 地下水を取り巻く環境の変化

制度の創設当時、地下水利用協力金は、課金することで、枯渇の恐れがある地下水のくみ上げを抑制するねらいもありました。

しかし、個人の土地財産権に付属している地下水は、公水として法制化されていなかったため、あくまで、要綱による協力金制度として進めざるを得ませんでした。

秦野市が地下水のかん養を進めていた、平成元年1月、南地区にある「弘法の清水」がテトラクロロエチレンに汚染されているとの報道をきっかけに、地下水汚染の状況が明らかになりました。早速、秦野市では、同年10月に地下水汚染対策審議会を組織するとともに、市独自に開発した「地下水人工透析装置」による浄化など地下水汚染対策を、事業者と手を携えて進めました（16年1月名水復活宣言）。

その後、12年4月に、地下水を市民共有の財産である「公水」と位置付け、地下水の水質だけではなく、新たな井戸掘削を禁止する条項を盛り込み水量の保全を規定した「秦野市地下水保全条例」が制定されました。

さらに、15年3月には、健全で持続可能な水循環の創造を目指す「地下水総合保全管理計画」が策定されました。

こうした条例や管理計画のもとで進められてきた水収支の計画的管理により、現在では、地下水位は安定し、枯渇の心配はなくなりました。

## 3 地下水保全事業について

神奈川県温泉地学研究所の助言を受け、秦野市では、地下水かん養事業、造林事業、荒廃地の緑地化事業など、様々な地下水保全事業を進めてきました。

水道局でも地下水利用協力金を財源として、地下水量の保全に主眼を置いた、地下水注入事業、水田かん養事業、雨水浸透施設設置事業、家庭用雨水浸透ます設置補助金交付事業、水源のかん養機能を高める森林づくり事業への一部負担などを行っています。

こうした取り組みの結果、「地下水総合保全管理計画」の水収支では、今、一定の水収入量を確保できており、今後も、渴水など特異な自然現象が起こ

らない限り、地下水位の安定は続くと予測されています。

また、現在、事業費は、必要な保全事業量に見合った協力金収入で賄われており、今の収入規模が維持できれば、当面、財源不足を生じることはない見込まれています。

なお、19年度からは、神奈川県が水源環境保全税を財源とする「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」をスタートさせ、秦野市でも、この計画に、市の地下水保全事業や森林づくり事業を位置付け、県交付金や地下水利用協力金を主な財源に事業を展開しています。

#### 4 地下水利用協力金のあり方について

地下水を取り巻く環境が、制度創設当時と変化したことを踏まえ、次のように論点を分け、協力金のあり方を考察しました。

##### (1) 協力金制度継続の必要性

水道局が実施している地下水保全事業は、「地下水総合保全管理計画」での水収支の計画的管理に不可欠なものであり、今後も維持、継続する必要があります。

地下水保全事業の財源となる、この協力金の制度なくしては、事業継続が困難となるため、地下水利用協力金制度は継続していくべきと考えます。

##### (2) 水道料金と地下水利用協力金の性格

地下水は、土地財産権に付属しています。その地下水を規制することや、水道料金のように使用料金として課金することは、現在の法制度では、できないと解することが一般的です。したがって、制度創設時と同じように、この協力金は、今後も、地下水保全事業を行うために、地下水利用事業者からもその財源を協力いただく制度、市と事業者の合意のもとに成り立つ制度であるという性格を持つものと考えるべきです。

しかし、秦野市は、平成12年に全国でも例がない、地下水を市民共有の財産と位置付ける条例を制定しました。地下水に対する市民意識は極めて高く、同じ盆地の地下水を使っている立場として、水道料金と地下水利用協力金との間に一定のバランスが必要との市民感情が根強くあります。

一方、現在、国においては、河川などの表流水や温泉を含む地下水など全ての水は、国民の財産であり公共性が高く、水循環は、その流域で総合的、一体的に管理されなければならないという「水循環基本法」の制定の

動きがあります。これは、近年、動きが活発になっている外国資本による土地取得から我が国の水資源を守ろうとするものですが、この基本法や、関連する個別法の制定によっては、自由な地下水利用に歯止めをかけることが可能になることが予想できます。

以上のことから、地下水利用協力金の性格としては、秦野盆地の地下水を利用するという面から使用料的な意味合いも含んでいるとはいえ、地下水を公水とする法律が制定されるまでの間は、必要な地下水保全事業を実施していくための財源として捉え、地下水利用事業者からの理解と協力による制度として運用すべきであると考えます。

#### (3) 協力金単価の改定について

秦野市では、23年4月、水道施設の耐震化を進める財源を確保するため、水道料金を改定しました。委員の中には、「市民感情を考えると、水道利用者と同じ地下水を利用する事業者から得ている地下水利用協力金も、値上げしバランスを取る必要もあるのでは」という意見もありました。

しかし、地下水利用協力金は、あくまで協力金として、市と事業者の合意の上で成り立っている制度です。水道料金のように条例で金額を変更する性格のものではありません。

先述したように当面、地下水保全事業費の不足が見込まれない以上、単価の改定については、その理由に乏しく、地下水利用事業者の理解が得られないと考えられます。協力金の単価は、据え置きが妥当と考えます。

#### (4) 協力金の単価が水道水供給単価の3分の1以内であることについて

この基準は、地下水利用協力金が地下水使用料金的な意味合いを持つことを表していると思います。しかし、過去の協力金の単価と水道水供給単価の推移を見ても、水道水供給単価の3分の1を超える単価となることはなく、要綱にある「上限額」という意味合いは変わりません。

そのため、新たな法律が制定されるまでの間は、この要綱の基準も協力金単価の上限として継続し、運用上、地下水保全事業費の不足が見込まれるかどうかにより、改定の判断をするべきです。

## 5 付帯意見

### (1) 地下水保全事業について

秦野市では、平成12年に地下水保全条例を制定し、質と量の保全が一元化されたものの、地下水利用協力金制度は、引き続き、水道局が所管しています。

今後、協力金制度については、地下水の質と量の一元化の面から、行政の部門を超えた検討が望まれます。

### (2) 国の地下水を取り巻く法制度への対応について

「水循環基本法」制定の動きによっては、秦野市の地下水利用協力金制度を改めて見直す必要が生じます。

そのため、今後の、国の法制度の動きに注意されるよう要望します。

### (3) 地下水利用協力金の対象を1日20m<sup>3</sup>以上とすることについて

この協力金制度では、1日20m<sup>3</sup>以上の利用事業者を課金対象としているため、20m<sup>3</sup>未満の事業者は、協定を締結しているにもかかわらず課金されません。しかし、この事業者に対しても検針や量水器交換などの費用が掛かっています。水道料金にある基本料金制などを導入することは難しいと思いますが、負担の公平性を図ることも必要と考えます。

課金の対象を1日1m<sup>3</sup>以上とするなど、課金対象のあり方については、今後の、国の法制化の動きを踏まえつつ、また、協力金事業者の意見も聞きながら、その方向性を検討されるよう要望します。

### (4) 地下水専用水道の問題や水道への切り替えの問題について

全国的に、水道から地下水使用に切り替える動きが問題になっています。秦野市では、地下水保全条例により、原則として、新たな井戸は掘削できません。一方、万一、地下水利用事業者が、何らかの事情により地下水を利用できなくなった場合は、給水義務のある水道事業者には、水道水を供給する必要が生じます。

そのため、地下水利用事業者に、地下水から水道への切り替えを促す施策の一つとして、水道料金体系の中で、切り替え時の料金減免制度などを研究されるよう要望します。

## 6 終わりに

秦野市では、これまで地下水利用事業者の協力のもと、地下水利用協力金を財源とする地下水保全事業が展開され、それにより水収支のバランスが保たれてきました。

今や、地下水利用協力金制度は、秦野市にはなくてはならない制度として定着していますが、このことは、これまで地下水利用事業者が地下水の持つ意味や市民意識を尊重し理解してきたからこそと思われます。

秦野盆地での水循環という地形的な特性を踏まえ、他に先んじて、市民共有の財産として、地下水を保全してきた秦野市にとっては、今、国で動きのある「水循環基本法」など、地下水を公水として位置付ける法律の制定が待たれるところです。

それまでの間、この協力金制度は、地下水利用事業者の協力の上に成り立つ制度であることを踏まえつつ、協力金を財源とする地下水保全事業の継続により、市民のいのちである地下水が保全されていくことを期待します。